

金蘭会会則抜粋

第2章 会員および会費

第6条 正会員は、入会時に入会金を納入するものとし、その額については理事会で定める。

2 正会員は、年会費を納入するものとし、その額については評議員会が決定する。ただし、高校卒業後5年間は年会費を免除する。

3 正会員は、年会費に代えて終身会費を納入できるものとし、その額については理事会で定める。